

みずほ財産形成住宅預金プラス

(2020 年 3 月 9 日現在)

1. 商品名	・みずほ財産形成住宅預金プラス
2. 商品概要	・住宅の取得資金・増改築等の資金を積み立てる預金です。 ・財形年金貯蓄と合算で 550 万円まで非課税となります。
3. ご利用いただける方	・当行と本商品の財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業等の満 55 歳未満の勤労者の方 ・お一人さま1契約のみ
4. 預入商品	・スーパー定期(期間 5 年、半年複利)
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入最低金額 (3) 預入単位 (4) 積立期間・方法	・給与・賞与からの天引預入など ・1,000 円 ・1,000 円単位(臨時積立金、補助金は1円単位でも可) ・5 年以上の期間にわたって、毎年 1 回以上定期的に預入いただきます。 ただし、2 年以上の積立中断の場合は、課税扱いとなります。
6. 払出方法	・持家の新築・購入・増改築目的の場合のみ、払い出しが可能です (新築・購入・増改築等の対象には制限があります)。 ・住宅取得後 1 回の払い出しもしくは、取得前後の 2 回の払い出しが可能です (払出可能額や払出日には制限があります)。 ・住宅目的以外の払い出しの場合、全額払出・口座解約となり過去 5 年の遡及課税が行われます。
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 ・満期時に一括してお支払いします。利息は満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ・財形年金貯蓄と合算で元利金合わせて 550 万円まで非課税となります。 ・非課税枠を超過すると、発生する利息がすべて課税扱いとなります。 (国税 15%、地方税 5%。ただし、2013 年 1 月 1 日～2037 年 12 月 31 日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20. 315%の税金がかかります。) ・住宅目的以外の払出しの場合、過去 5 年の遡及課税が行われます。 (国税 15%、地方税 5%。ただし、2013 年 1 月 1 日～2037 年 12 月 31 日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20. 315%の税金がかかります。)
8. 期日前解約時の取り扱い	・満期日前に口座解約、一部払い出し、全額払い出しする場合は、期日前解約利率(注)により計算した利息とともに払い出します。

9. みずほ財産形成住宅預金プラス(移行口)	・みずほ財産形成住宅預金プラス(移行口)(以下、「移行口」といいます)は、財形金融債を取扱停止時点まで保有していた場合のみ設定されます。 ・移行口は財形金融債の発行金利・残存期間を承継します。 ・移行口は満期日に元利合計額をもって項番4～8で規定した期間5年のスーパー定期に自動的に切り替わります。 ・移行口の利息は、移行日(継続日)から満期日の前日までの日数および承継した財形金融債の各発行金利によって半年ごとに年2回の利払日にお支払いします。利払日については財形金融債の利払日を承継します。 ・移行口を満期日前に口座解約、一部払い出し、全額払い出しする場合の期日前解約時に適用する利率については、約定利率(財形金融債の発行金利)とします。 ・一部払い出しする際に移行口とスーパー定期5年の明細が混在する場合は、スーパー定期5年の明細の払い出しを優先するものとします。
10. その他参考となる事項	・この預金は当行が元本保証しておりますが、当行の業務または財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生じる場合があります。 ・この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。くわしくは店頭掲示ポスターをご覧ください。 ・勤労者退職金共済機構等による財形融資制度をご利用になれます(別途審査があります)。 ・旧みずほコーポレート銀行の店舗ではお取り扱いしておりません。
11. 金利情報の入手方法	・店舗または、みずほ銀行ウェブサイトにてご確認ください。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

＊本商品は丸の内中央支店にて口座を集中管理し、取扱店も丸の内中央支店となります。

注) 期日前解約利率

預入商品 預入していた期間	スーパー定期5年
6ヵ月未満	普通預金利率
6ヵ月以上 2年未満	約定利率×10%
2年以上 3年未満	約定利率×20%
3年以上 4年未満	約定利率×40%
4年以上 5年未満	約定利率×70%